

## 第32回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年12月2日(木) 午後1時30分～午後4時30分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 2番 中牟田 安彦 委員 4番 木下 英春 委員

- ②第2 議案第 147号 農振法第13条の規定による変更申請について(除外)  
 報告第 72号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 148号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 149号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
 議案第 150号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
 議案第 151号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
 報告第 73号 農地等形状変更届出について  
 報告第 74号 農地法第4条適用除外の証明願いについて  
 報告第 75号 非農地証明願いについて

### 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜	
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉	
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	山口 敏春	
井手・三部	堀 勝	
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	中尾 雅明	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。年末、慌ただしくなってきましたけれども、お忙しい中に参加していただきましてありがとうございます。それでは第32回農業委員会定例総会を開きます。総会に入る前に報告を2点程させていただきます。七開の放牧事業ですが、現地には牧草の種が播かれました。イタリアンという品種だそうですが、芽が出てきています。その状況を写した写真を回覧いたします。それと農業者年金の加入促進の活動いただきましてありがとうございます。現状の報告です。古枝地区から2名の申込みがあつています。これに加えてあと3名の方が入っていただける可能性があります。内訳は女性3名で、地区は浜から2名と北鹿島から1名です。以上、報告させていただきます。それではいつもの点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席委員は12名全員でございます。次に議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は2番の中牟田委員と4番の木下委員にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、議事進行について、4点程いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内の敷地は決められた場所を除いて禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレについては制限ございませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示をこちらから致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をよろしくお願い致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をお願いいたします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>改めましてこんにちは。早いもので、もう12月師走です。今年最後の定例総会となるかと思ひます。先月の総会の最後にお伝えをしていました通り、久しぶりに終了後に懇談会を行いたいと思ひています。コロナが大分収まってきましたが、新型も出てきてまして、これから先どうなるのか分からないようになってきました。新聞紙上では重油価格の上昇もあつて農産物の価格が低迷していますので、逆に出荷量を控えて調整をする話も出ていました。</p> <p>今日の懇親会のことですが、(任期中最後の)3月に出来るかどうかも分かりませんでしたので、議会中ではございましたが、副会長と話をして急遽市長にも声を掛けました。今期で辞められると発表されましたので、礼を尽くす意味でお呼びをいたしております。皆さんのご了解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。市長本人も快く参加したいとおっしゃっておりました。席上では陳情等をして今からは無理と思ひますので、ご苦労様でしたという気持ちをお伝えしていただければと思ひます。</p> <p>それから、今日の議案の中には営農型の太陽光発電の案件が出てきています。どういふことか分からないこともあるかと思ひますので、設置される方をお呼びしています。内容を聞いた上で、審議をしたいと思ひています。簡単に言いますと、田んぼや畑はそのまま、その上に太陽光発電を設置するというものです。以前、私は実際の現場を視察したことがございます。内容的にはアバウトで理解しています。皆さん方にも十分な審議をしていただくため、初めてのケースでございます。これを推進していくことになるのか。一度許可すれば、以降ノーとは言えなくなることも出てくる</p>

	<p>かと思しますので、慎重審議をお願いしたと思っています。</p> <p>それからもう一つ、農業委員さんと最適化推進委員さんの改選期ですので、今月の生産組合長会議に出向いての推薦依頼と共に、市の広報誌にも掲載をして募集をしていくこととなりますが、皆さんの何人さんかには残ってもらうこともあるかと思いますが、ご協力をお願いいたします。併せて最適化推進委員さんについても最近は大変なことになっています。また、業務に支障も来しますので是非とも研修や会議に参加していただける方、業務に熱心な方をご推薦いただけたらと思っています。次期の体制づくりをして、我々も卒業出来たらなと思っています。このことについても併せてよろしくお願ひしたいと思っています。</p> <p>それでは今日は議案が少し多くなっていますので、早速ながら進めさせていただきますが、ご審議方をよろしくお願ひして挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>今日は参考人の方にお見えいただいていますので、そちらを先に審議させてもらってもよろしいでしょうか。(はいという声あり。) それでは議案第149号「農地法4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局から2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番の説明をいたします。説明資料は18頁、位置図は13頁をご覧ください。この案件は営農型の太陽光発電装置で、支柱部分の面積だけ一時転用の扱いがされます。本市では初めてのケースになります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は共に畑となっています。ここは平成12年に形状変更申請がされていて田から畑へ地目が変わっています。登記面積は全体で1,054平米ですが、一時転用されるのは太陽光発電パネルの支柱部分の0.69平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、自営業の方です。農地区分は1種農地です。転用の目的は営農型太陽光発電設備となっていて、その支柱基礎88ヶ所分で0.69平米となっています。直径でいいますと8～9センチメートルの柱が88ヶ所立つこととなります。周囲の状況ですが、東は道路と宅地、西は田と宅地、南は宅地、北は水路です。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありますが、担当農業委員の同意は無しとなっています。説明は以上です。</p>
	(参考人、入室)
議長	<p>冒頭申しましたとおり、初めてのケースになります。事務局で十分なのかもしれませんが、質問等に対応するため申請人の方に来ていただいています。事務局からは補足での説明はありませんか。</p>
事務局	<p>それでは本日お渡しした資料で補足の説明をいたしますので、そちらをご覧ください。営農型太陽光発電装置とは農地に支柱を立てまして農地はそのままにして、その上で太陽光発電パネルを設置するものです。営農を適切に行いながら、農業と発電事業を共に行う仕組みになります。この場合、農地転用に関わる部分は支柱基礎部分になりまして、営農を行っていく意味合いから一時転用扱いとなります。許可の期間としては大まかに10年以内と3年以内の2つのケースがありまして、今回は3年以内での申請となっています。営農を適切に継続ということについては、営農を行い農作物がほったらかしにしていないかどうか。農地の活用状況が同年の基準の農地と比較して概ね2割以上減収しないことなどが基準として設けてあります。このようなことを1年に1度の報告により、生産等に支障が生じていないかをチェックすることになります。一時転用ですので期間が満了すれば、継続するの可否かの検査がまた必要となってきます。基本的には営農がしてあれば、継続してもらうということになるかと思いますが、このような条件が満たされない場合は太陽光発電装置を撤去して農地に戻してもらう仕組みになっています。今回の申請に当たっても最終的には農地に戻すという確約書が提出されています。補足は以上です。</p>
議長	この件に関しては農林水産課にも何らかの監督権限はあるのですか。
事務局	いいえ。農林水産課には関係ありません。

議長	改めまして参考人の方から営農計画についての説明をお願いして、審議に入りたいと思います。
参考人	今回営農型の太陽光発電装置を申請するに当たりまして、農地ではサカキを栽培する計画を立てています。農業大学校に問い合わせをしましたところ、日陰になるのだから日陰ではサカキが一番適しているとのことでした。また、需要もそれなりにあり経営の面でも収入に繋がるので良いとのことでした。それでサカキを専門に栽培されている古枝の〇〇区の〇〇〇〇さんに相談に行きました。〇〇さんが言われるには、自分はスギ林に植えているけれども、ここでは日照が少し足りないと言われました。日照が少しあり日陰も多いのが最適という話をされましたので、条件的には太陽光発電装置の下は満たしていると思いましたので、サカキの栽培をすることにしました。これに加えて学識経験者であられる〇〇大学講師の〇〇〇〇先生にも相談しました。知見書も書いていただきましたので、それを提出しています。今後は〇〇〇〇さんに相談しながら失敗しないように進めていきたいと考えています。営農計画は以上です。よろしくお願いします。
議長	参考人の方並びに事務局から説明をいただきました。質問をしてもらい審議を進めたいと思います。何か質問や意見はございませんか。
2番委員	営農型太陽光発電についての話は聞いたことはありましたし、どういうものか関心もありました。やってもらいたいという気持ちはあります。そこで2・3点お伺いします。期間が満了した後はどうされるのか。また、この費用対効果といえますか。農業が営まれ発電による収入があれば誰でもやりたいと考えますが、売電価格が低迷していると聞いていますので、どのような見込みをお持ちなのかお聞きしたいと思います。
議長	収支計画も要求しているのですか。
事務局	はい。収支計画は出ています。
参考人	私からお答えします。買取価格は平成26年に申請をしていますので、その時の価格で決まっています。これに関する経済産業省の許可証を提出しています。〇〇さんの話ではサカキの寿命は25年位だそうです。高さも2メートルしかありませんし、年に2回消毒をするそうです。また、ひとりでの農作業が可能とのことでした。経費も余り掛からないし、手間も掛からないとのこと。今のところ生産者が少ないから、収入も非常に上がるとのことです。それから〇〇〇〇さんにも相談したのですが、需要は非常に高いと言われました。シバよりもサカキの方が良いから、サカキをした方が良いと言われました。
2番委員	ありがとうございます。太陽光発電は住宅の屋根に乗せるタイプと産業用とがあると聞いていますが、今回はどちらになりますか。
参考人	産業用です。20年の買取になります。更に20年後にも全然買取されないということではありません。その時の需要に基づいて経済産業省で決定されると思います。余剰売電の価格はスタートしたときは〇円でしたが、現在消費税込みで〇円です。
2番委員	申請された平成26年の価格はいくらですか。
参考人	〇円です。
2番委員	〇円で20年間買取られるのですか。
参考人	厳密に申し上げますとフィット法に基づいて九電と協議した結果、期間がカットされていて、19年と何カ月というふうになっています。
議長	私からも質問していいでしょうか。他所ではソーラーシェアリング事業で専門業者が入ってこられている所もあるようですが、今回の申請では貴方の申請であって、他の業者さんが関与されているということは無いのですね。
参考人	あくまでも私自身の申請です。隣の嬉野市のお茶畑ではそのようなことがあっていると聞いています。
議長	嬉野市での話はこれからですか。
参考人	いいえ。もう出来上がっているそうです。実は嬉野市農業委員会にも申請書類のことで相談をしました。2ヶ月位前で転用完了申請が出されていないとのことでした。

議長	関連してもきますから、我々でも確認をしたいと思います。他にありませんか。
5番委員	2番委員さんの質問で費用対効果に対する回答があってないと思いますが、どうなっていますか。
参考人	収支計算書を提出しています。記憶ではかなりの利益が出るようになっていたと思います。
事務局	参考人の方がおっしゃいましたが、19年の売電収入があるという計算をされています。それでは利益が〇〇百万円程になるという試算をされています。これには農業による収益は入っていません。
議長	他にありませんか。
10番委員	ここは全体で1反以上の農地ですが、これまでに何か作物は作られて来られていますか。
参考人	農地については40年前に取得しています。その後15年位は稲作をしていましたが、周囲に住宅が建ち並んで排水が出来なくて湿田になりました。その為に畑地化しました。
10番委員	畑にした後は何か作られたのですか。
参考人	色々ちょこちょこしていましたが、労力不足のため最近では作付けしていませんでした。そのような中で営農型太陽光発電ならば第1種農地でも設置が可能ということでしたので計画しました。
議長	そこのところが担当農業委員を始めとして皆さんが心配しているところです。最近の作付けがされていませんから、今後はちゃんと耕作をされるという保証はありませんからね。
参考人	以前は稲作をしていました。最近では営農をしていませんでしたが、この後はしっかりやろうと思っています。
議長	念書をもらうくらいでもよろしいでしょうか。
参考人	申請前は草が繁茂していましたが、現状は除草剤をかけて農地の状態を保っています。この後はしっかりやろうと思っています。確認してください。
議長	何年か前に消毒作業に来られていて現場で会いました。農地への入口を含めて管理をしてもらうことを約束してもらわないといけないと思います。
参考人	はい分かりました。
議長	今から審議しますが、その辺はご理解をいただきたいと思います。言われるとおりのサカキは適しているのだと思いますが、サカキが大きくなって手入れもせずに植えただけにならないようにしてください。太陽光発電に関しては我々よりも貴方が長けておられますから、我々が言うこともないかもしれませんが、農地としての管理能力をもう少し付けてもらうようになってください。 (参考人からはいと返事あり。)
3番委員	私からも質問してよろしいでしょうか。西側に田があるようですが、担当農業委員の同意は無いとのことですが、同意はあるのですか。
事務局	農地の所有者から同意を取ってあります。
議長	他にはありませんか。よろしいでしょうか。
7番委員	田んぼを畑に変えてあるとのことですが、田んぼは高めてありますか。高めてなかったら、パネルに降った雨水が耕土に穴とか溝が作ることになりませんか。その対策が出来ないと花木は育たないと思います。
事務局	畑に転換したときに盛土をされていて、北側にある水路に雨水は流れていくと思われれます。
3番委員	発電パネル1枚の能力はいくらありますか。
参考人	確か72.9kwです。
議長	担当の最適化推進委員の〇〇さんから何かございませんか。
担当推進委員	太陽光発電パネルの配置はどのようになっていますか。営農型ですので下で育てる作物によって配置と異なりますか、パネルの間隔が違ってくるかと思いますが、そこのところを説明してもらえますか。
事務局	配置については本日の資料7頁をご覧ください。

参考人	サカキに必要な光を取り込める遮光率に見合うような配置と間隔を取っています。
議長	これで参考人の方は退出いただきまして、審議に入りたいと思います。
	(参考人、退室)
議長	それでは改めまして審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。
10番委員	ここは以前何か申請をされたことがあるのでしょうか。
担当委員	数年前に資材置場で農振除外の手続きを取られたことがありました。また、今年の4月頃に営農型太陽光発電で農転の申請のため、地元の区長さんと生産組合長さんの同意を取られて、私のところに來られたこともありました。私が同意を渋っているうちに申請を取り下げられ、今回改めての申請になっているようです。この申請に同意しなかったのは初めての事例で判断に迷ったこととこれまでに営農がされていませんので、皆さんの意見を聴きたいこともあつてのことです。決して反対ありきではありません。
議長	申請人のこれまでの農業に対する姿勢が不安定なことから、心配して同意をされていないということですね。
担当委員	そうです。悪い表現かもしれませんが、前科があるものですから。サカキはあまり手入れをせずにほったらかしでも育つと思います。
2番委員	すみません。基本的な目的は農業をした上での太陽光だと思います。現場も2度ほど確認に行きましたが、草が生い茂っていました。過去の実績がそうですから、確かに農業に対する姿勢はクエスチョンマークですね。太陽光の業者であつて農業を営むとは思えません。
議長	申請人は過去には農業をされていたようですが、現在農業をされていますか。
3番委員	(住所が近くの委員から)現在農業はされてないですね。
10番委員	農機具はどうですか。
3番委員	管理機くらいしか持っていないと思います。皆さんが心配されているように、あくまでも主眼は太陽光発電であつて、サカキは手段でしかないと思います。ですから、多分植っぱなしだと思います。
議長	担当の最適化推進委員の〇〇さんから、この件に関して何かございませんか。
担当推進委員	私の住まいの近くですから、これまで見てきていますが、一度だけ豆を蒔かれたことがあります。あとは荒れっぱなしです。シルバー人材センターに依頼して年に1回か2回除草剤を散布されています。それとあそこで果たしてサカキが育つのか疑問です。また、近くには田を畑に転換している所があつて、時間はかなり経ちますが終わっていません。ここを認めればそちらにも悪い影響が出るのではないかと心配しています。
議長	田を畑に転換するという申請がありましたね。そこはどうなっていますか。
事務局	完了届がまだ出ていません。
担当推進委員	それと太陽光発電装置ができることを周囲の人達に伝えてないようです。後で問題とならないかと尋ねたところ、その必要はないからと答えられました。
担当委員	私もその質問をしました。答えは同じでした。
担当推進委員	それから、隣接して新しく16戸が入るアパートが建つ計画があるみたいです。それが実現したら、入居者からの苦情等が出るかもしれません。
議長	ルールの的には許可をしなければいけない案件なのかもしれません。ただ、これまでの経過や申請人の姿勢と周辺には心配事があることを担当の最適化推進委員さんと農業委員さんが言われていますので、継続しての審議とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	(全員が同意)
議長	それでは次に進みます。議案第147号「農地法第13条の規定による変更申請について(除外)」を議題とします。この案件は農林水産課から説明してもらいます。
農林水産課 農政係	今回は、鹿島市農業振興整備計画のうち農用地区域の変更の案件として農振法第13条の規定により農振除外の案件が8件ございますので、ご説明いたします。 1番から説明します。議案書と位置図は1頁をご覧ください。申請地は大字〇〇字〇〇〇

○番地と○○番地。地目は畑。面積は○○番地が 508 平米。○○番地が 421 平米。変更の目的は植林となっています。場所はオレンジ海道と集落の間付近になります。申請人及び所有者は○○○○さん、関係者の同意として隣接農地所有者・区長・生産組合長・担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は2種。どちらも多面的機能支払交付金事業の該当筆ですので、返還の確約書が出されております。周囲の状況ですが、北と南側に農地、東側に申請者所有の農地、西側に道路となっています。申請の理由としては、当該申請地は第三者により耕作されていましたが、自身の高齢化から規模の縮小を考えており、今後農地として利用する見込みがない状況です。そこで今回植林に必要な面積を除外するものになります。

続いて2番です。位置図は2頁をお開きください。申請地は大字○○字○○○○番地○の一部で地目は畑。面積は 800 平米。変更の目的は木くず処分場。場所は○○堤付近になります。申請人及び所有者は○○○○さん、関係者の同意として、隣接農地所有者・区長・生産組合長・担当農業委員からの同意があり、農地区分は2種となっています。周囲の状況ですが、南北に農地、東西に道路となっています。申請の理由としましては、以前から荒廃園となっており、今後も農地として利用する見込みがない状況です。そのような中、木くず処分場として市内の業者から土地提供の依頼を受けたため、所有者から申請があり必要な面積を除外するものです。

続いて番号の3です。位置図は3頁をお開きください。申請地は大字○○字○○○○番地。地目は畑。面積は 130 平米。変更の目的は駐車場。場所は○○付近になります。申請人及び所有者は○○○○さんです。農地区分は2種。関係者の同意として、隣接農地所有者・区長・生産組合長・担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は2種です。周囲の状況ですが、北側に道路、東に駐車場、南と西に農地となっています。申請の理由として、現在耕作はされていますが、自身の高齢化で規模縮小を考えており、今後は農地としての利用の見込めない状況です。このような中、○○から現存の駐車場では狭く、拡大するために隣接地である当該地に土地売却の依頼があったため、今回駐車場として必要な面積を除外するものです。

続いて4番についてです。位置図はそのままです。場所は3番の隣です。申請地は大字○○字○○○○番地○。地目は畑。面積は 61 平米。変更の目的は駐車場。場所は○○付近になります。申請人及び所有者は○○○○さんです。関係者の同意として、隣接農地所有者・区長・生産組合長・担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は2種です。周囲の状況ですが、北に道路、南と東西に農地となっています。申請の理由としましては、長年耕作されておらず現在は第三者によって維持管理がなされている状況です。今後も農地として利用する見込みがない中、○○から現存の駐車場では狭く、拡大するため隣接地である当該地に土地売却の依頼があり、今回駐車場に必要な面積を除外するものです。

続いて番号5です。位置図は4頁をご覧ください。申請地は大字○○字○○○○番地の一部。地目は田。面積は 416 平米。変更の目的は一般住宅、場所はJAの○○○○付近になります。申請人及び所有者は○○○○さん。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長・担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は1種です。営圃場整備事業の該当地ですので、鹿島市土地改良区からの同意もごさいます。周囲の状況は、北に水路、南に道路、東に住宅進入路、西に農地となっています。申請の理由としては、当該地は現在耕作されていますが、所有者は規模縮小を考えておられ、今後農地として維持していくことが難しい状況です。そのような中、息子家族が住宅を建設することとなり、建設に必要な面積を除外するものです。

続いて6番です。位置図は5頁をお開きください。申請地は大字○○字○○○○番地です。地目は田。面積は 700 平米。変更の目的は自動車販売及び整備工場。場所はバイパス207号沿いの○○の向かい側になります。申請人及び所有者は所有者の○○○○さん。関係者の同意として、隣接農地所有者、区長・生産組合長・担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は1種で、県営圃場整備事業の該当地ですので、鹿島市土地改良区からの

	<p>同意もごさいます。また、多面的機能支払交付金の対象地でもありますので、返還の確約書も出ています。周囲の状況ですが、南北と東に道路、西に農地となっています。申請の理由についてですが、現在耕作はなされているものの、今後は規模縮小を考えておられ、今後農地として維持していくことが難しい状況です。近隣の土地で検討された結果、面積不足や既に転用済みなどがあり、所有者同意のもと今回当該地を〇〇販売及び〇〇工場用地として農用地から除外するものです。</p> <p>続いて7番についてです。これも隣ですので位置図もそのまま5頁をご覧ください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地。地目は田。面積は 3,875 平米です。変更の目的は自動車販売及び整備工場、場所は〇〇の向かい側になります。申請人は所有者の〇〇〇〇さん、関係者の同意として、隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は1種で、ここも県営圃場整備事業の該当地でしたので、鹿島市土地改良区からの同意もごさいます。また、多面的機能支払交付金の対象地ですので、返還の確約書が出されています。周囲の状況ですが、南北に道路、東西に農地となっています。申請の理由についてですが、現在耕作はなされておりますが、所有者は規模縮小を考えておられ、今後農地として維持していくことが困難な状況です。近隣の土地で検討した結果、面積不足や既に転用済みなどがあつたため、所有者同意のもと今回当該地を〇〇販売及び〇〇工場用地として必要な面積を農用地から除外するものです。</p> <p>続いて8番です。位置図は6頁をお開きください。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇。地目は田。面積は 829 平米です。変更の目的は植林、場所は〇〇橋の先の方になります。申請人及び所有者は〇〇〇〇さん、関係者の同意として、隣接農地所有者、区長、生産組合長、担当農業委員からの同意がごさいます。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、北に河川、南に道路、東西に農地となっています。申請の理由としましては、当該地は荒廃園となっており、今後農地として活用する見込みがない状況です。そのような中、今回植林に必要な面積を除外するものになります。</p> <p>以上8件につきまして、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	一括して説明を農林水産課の担当者からしていただきました。採決を取る前に1番から順次担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	大分前の夏場に現地確認をしました。特段問題はないと思っています。
議 長	皆さんから質問や意見はごさいませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員です。この件は農業委員会の意見を付して県へ進達されます。2番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇堤の西側になります。この辺一帯には荒廃園が多くなっています。ここも先程説明があつたように荒廃してしまつて、雑木が生えています。農地の中ほどには防風林のスギかヒノキが立っていました。現在、木くず処分場となる部分だけ、雑木が伐採されていました。
議 長	ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員です。この件は農業委員会の意見を付して県へ進達されます。続いて3番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	3番と4番は併せての一つの駐車場ですので、まとめて報告します。片方の農地の所有者は〇〇におられまして、成年後見人が付いておられます。先日はこの方の田んぼをあっせんしました。この畑も頼まれましたので、お寺に相談したところ、役員会を開いた上で、隣接の畑まで合わせて了承されました。場所は〇〇というお寺の前になつてしまつて、現駐車場と隣

	接しています。よろしくお願ひします。
議 長	この件に関して、何かございませんか。よろしいでしょうか。 意見や質問が無いようですので採決します。3番と4番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員です。この2件は農業委員会の意見を付して県へ進達されます。 続いて5番ですが、担当委員は私です。この件は申請人の後継的な方が帰ってこられるので、家を建てたいとのこと。現地調査をしたときは申請ヶ所を広く取ってありまして、家を建てる場所が定まっていませんでした。今日図面を見ますと面積を減らして、計画されています。この部分ですと宅地にするのに問題はないと思いますので、1種農地ではありますが、ご了解をいただきたいと思ひます。ご意見等ございませんか。
2番委員	勉強不足で質問しますが、これも次もその次も第1種農地になっています。第1種農地を転用する場合は何かしら金額の返還をしないといけないのでしょうか。
事務局	第1種農地に限らず中山間直接払とか多面的機能支払交付金の対象農地である場合は交付された金額を返還する必要があります。また、圃場整備された農地についても負担金を払われている場合は返還が生じます。
2番委員	金額はもちろん広さによって決まるのでしょうか、金額の届出とか請求は農政課でされるのでしょうか。
農林水産課 農政係	農政担当は直接返してくださいとか、お願ひをすることはありません。今回は圃場整備地区のことですので、土地改良区と所有者で覚書を取り交わされています。基本的な排水に支障がなかったら承諾がされます。もし土地改良区からの請求があった場合は支払いますという確約書を出してもらっています。それを農林水産課にもいただいています。
2番委員	次の6番と7番は面積がかなり広いのですが、いくら位になるのでしょうか。
議 長	この地区は圃場整備の負担金が面積割では大きいと思ひます。その納付は終わっています。
11番委員	維持費の負担金が生じますが、それを土地改良区で計算されているはず。それについてはそんなには大きな額ではありません。
議 長	よろしいでしょうか。それでは採決します。5番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員です。この件は農業委員会の意見を付して県へ進達されます。 続いて6番と7番併せて担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	6番と7番は国道207号バイパスに隣接した農地です。ここは第3者が耕作をされています。第1種農地ですが、周辺には同様に農振除外されたケースがあります。〇〇販売及び〇〇工場と記載されていますが、今回は〇〇さんです。前のは良くて、今回はダメとは言えません。よろしくお願ひします。
議 長	これは〇〇さんの家までを買収されるのでしたよね。
担当委員	はい。そうです。
議 長	その隣の家までではないのですか。
担当委員	将来的にはということでした。
議 長	〇〇地区は建設委員会での検討がされていたと思ひますが、この案件でも開かれたのですか。
担当委員	農業委員会での農振除外の審議が終わった後で開催することになっています。申請人やその代理人が説明に来られるようになっています。
議 長	これまでも数社が同様に転用されています。総会前の現地調査ではこれまでのケースよりも広過ぎはしないかという懸念がありましたので、事務局に調べさせました。その中の1社とは同程度の面積でした。皆さんから質問や意見はありませんか。
4番委員	バイパス沿線の〇〇販売及び〇〇工場について面積の上限は決まっていないのですか。

事務局	面積の上限は示されてはいません。建物や駐車スペースに対して遊んでいるスペースが多いようですと縮小を求めることになるかと思えます。
議長	今ある会社の広さからすると気になることではありますので、県にも基準等の確認をしながら進めさせていただくということによろしいでしょうか。この地区はこれからもあるかと思えますので、担当委員の方は配慮をお願いします。他にありませんか。よろしいでしょうか。6番と7番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。この2件は農業委員会の意見を付して県へ進達されます。8番について、担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は〇〇区を通り過ぎた所に〇〇橋が架かっていますが、そこから250メートル位登った所になります。林道〇〇線の起点の所です。申請地の田は2段になっていて、市道と隣接する部分は市道よりも1.5メートル程度低くなっていて、2段目は更に3メートル位低くなっています。申請地の西側は河川、東は市道、北は畑で梅が植えられています。南は山林です。以上ですので、よろしくをお願いします。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。この件も農業委員会の意見を付して県へ進達されます。以上で議案第147号を終わります。
	(農林水産課農政係の担当者、退出)
議長	次の報告まで終わってから、休憩したいと思います。 それでは報告第72号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の2頁から13頁をご覧ください。報告第72号について説明いたします。記載のとおり今回多くて53件となっています。合計113筆で面積が142,200平米となっています。内訳は田が30筆で、52,262平米。畑は83筆で、89,938平米となっています。解約事由は双方合意による借人の変更のためが16件。貸人の要望のためが1件。借人の要望のためが3件。あっせんのためが1件。農地法第3条申請のためが1件。それと農地中間管理機構関連農地整備事業（農家の負担金無しの圃場整備事業）のためが31件となっています。 なお、借人変更となっている17件のうち、16件は次の借人が決まっております。議案第151号に上がっています。52番は新しい借手が決まっていますが、次回総会の農用地利用集積計画に上がってきます。31番は貸人の要望となっていますが、貸人の息子さんが耕作するために解約されます。37番、39番、51番は借人の要望となっていますが、新しい借人が決まっていないため探してもらっている状態です。あっせんのためとなっている30番はあっせん委員の選任を本日いたします。農地法第3条申請のためとなっている53番は第150号議案の2番に上がっています。以上で報告第72号の説明を終わります。
議長	基本的には双方合意での解約となっています。それと今回は農地中間管理機構関連農地整備事業へ乗り換えのための解約が多くなっています。皆さんから質問や意見はございませんか。
10番委員	1番・2番とその他にも多数が借人と貸人が同一人物での解約となっていますが、これはどういうことか教えてください。
事務局	これは以前オレンジ海道沿いで集積率を上げるために農業公社（農地中間管理事業を活用）を介して農地の貸し借りをされていました。この際には集積の協力金が出ていたようです。これを解約して、この後は議案第151号に出てきますが、農地中間管理機構関連農地整備事業での（果樹園の）圃場整備を行うことになっています。この事業を活用するためには

	農地を公社に預けて、貸し借りの設定を行うことが条件となっています。
10番委員	オレンジ海道沿線でそのような公社を通しての事業が平成26年頃にありましたね。
議長	他に質問や意見はございませんか。無いようですので、ここで休憩時間を入れたいと思います。3時10分に再開します。
	(休憩:15時03分～15時10分)
議長	それでは再開します。議案に移ります。議案第148号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について」に入ります。事務局から1番の説明をお願いします。
事務局	1番と2番は隣接していますので、まとめて説明してもよろしいでしょうか。
議長	そうしてください。
事務局	<p>1番について説明いたします。総会議案・説明資料の14頁をご覧ください。位置図の7頁も併せてご覧ください。ここは今年7月の総会において農振除外の審議をさせていただいております。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は1,466平米です。譲受人は〇〇市の太陽光発電事業者の有限会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。施設の概要は太陽光発電装置パネルが194枚、428.58平米、通路ほか1,037.42平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西は道を挟んで畑(荒廃農地)、南は畑(太陽光発電に転用申請が2番で申請があっっています)、北は畑(一部荒廃農地)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。</p> <p>番号2について説明します。説明資料は同じく14頁、位置図も7頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇及び〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目2筆共には畑となっています。登記面積は1,174平米と1,124平米で合計2,298平米になります。譲受人は〇〇市の不動産業の〇〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、無職の方です。転用目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電装置パネル336枚、631.42平米と通路ほか1,666.58平米になっています。農地区分は同じく2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西は道を挟んで自身の畑、南は道を挟んで畑(遊休農地)、北は畑(1番で太陽光発電に転用申請があっっています。)となっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	どちらも事務局の説明のとおり荒廃してしまして後継者もおられません。太陽光発電業者から(農地を)買いたいという話があったので、いい機会だと思われ売ることを決められたようです。報告は以上です。
議長	<p>荒廃農地で後継者もないということですが、皆さんから意見や質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	2番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	1番・2番共に全員賛成により、許可相当として県へ送付します。事務局から3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明します。説明資料は同じく14頁、位置図は8頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は4,864平米です。譲受人は2番と同じ〇〇〇〇〇〇

	株式会社の〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん 69 歳、会社役員の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電装置パネル 336 枚、631.42 平米と通路ほかが 4,232.58 平米になっております。農地区分は 2 種農地です。周囲の状況ですが、東は畑（荒廃農地）、宅地、道路（市道）、西は水路と道を挟んで畑（荒廃農地）、南は自身の畑、北は水路と道を挟んで畑（荒廃農地）となっています。備考欄のとおり関係機関との協議はしてありまして、条件はなしとなっています。番号 3 の説明は以上です。
議長	では担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは横断道路(市道横断線)沿いで、カーブをしている所になります。現場は傾斜があって、全面積に太陽光パネルを設置出来ないとのことで一部に取り付けされます。周囲は空き家が1件と荒廃農地になっていて、特に問題はないと思います。以上です。
議長	譲渡人の方は最近相続されたのでしょうか。
事務局	そのようです。本日お渡しした資料には前の所有者のお名前が書かれていますが、相続されています。その前の所有者は北側にある空き家の所有者の方が所有されていました。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。
3番委員	1番・2番・3番と太陽光発電ですが、(土地の)買取り価格はいくらになっていますか。
事務局	3番は 10 アール当たり〇〇〇〇円です。1番は 10 アール当たり〇〇万円、2番は 10 アール当たり〇〇〇千円になっています。
議長	よろしいでしょうか。 (はいとあり。) 他にありませんか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 4番の説明をお願いします。
事務局	番号 4 について説明します。位置図は 9 頁をお開きください。本日お渡しした資料は 4 頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は 115 平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 29 歳、看護師の方と〇〇〇〇さん 23 歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん 61 歳、会社員の方です。転用目的は倉庫となっています。その概要は倉庫 2 棟、14.88 平米と法面 70.34 平米とその他が 42.47 平米になっています。農地区分は 2 種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と個人所有の水路、この宅地に〇〇ご夫妻さんは住まい家を建てられます。西は水路を挟んで宅地、南は水路を挟んで道路（市道）、北は宅地となっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地の周囲は宅地となっています。〇〇民館から50メートル程上った所です。特に問題は無いかと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	倉庫には何を入れられるのでしょうか。
事務局	住宅用の倉庫となっています。家財道具を納められるものだと思います。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可相当として県へ送付します。 5番の説明をお願いします。
事務局	番号 5 について説明します。説明資料は 15 頁、位置図は 10 頁をご覧ください。この案件は 9 月の総会で 5 条申請の審議をしていただきました。そのときは誰が

	<p>盛土をしたのか。盛土をした者には何らかの注意をすべきであるとか。宅地化を目的とした盛土ならば元に戻してもらふ必要があるであるとかの意見があつて、保留されていまして。</p> <p>土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇外3筆でございます。4筆共に登記地目は田です。現況地目も3筆が田になっていますが、中央の〇〇番〇がその他雑種地になっています。登記面積はそれぞれ576平米、811平米、518平米と379平米で合計2,284平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん81歳、無職の方外3名の方（他に〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん）です。転用目的は宅地分譲となっています。その概要は7区画の分譲地1,990.87平米と進入路ほかが300.12平米になっています。農地区分は用途区域ですので3種農地です。周囲の状況ですが、東は道路（市道）と宅地、西は宅地と道路（県道）、南は宅地と田、北は宅地になっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。道路法第24条工事承認申請と里道形状変更承認申請がしてあります。始末書が提出されていまして。番号5の説明は以上です。</p>
議長	<p>9月の総会で審議したことの確認は関係者が死亡されていてできませんでした。ただ、盛土の中は試掘をして異物等が入っていなかったことを確認させています。そのときは担当委員と事務局が立会っています。譲渡人の方達はほとんどの方が高齢等の理由から農業をされなれないと思われまふ。改めまして皆さんからご意見等をいただきたいと思ひますが、何かございませんでしょうか。よろしいでしようか。</p> <p>（はいという声あり。）</p> <p>それでは採決したいと思ひます。5番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	（全員挙手）
議長	<p>賛成全員により許可相当として、県へ送ります。</p> <p>次に進みます。6番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6について説明します。説明資料は16頁、位置図は11頁をお開きください。本日の6頁をご覧ください。これは土地の所有権は移さずに使用貸借での申請となっています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目及び現況地目は畑で、登記面積は111平米です。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん55歳、会社員の方です。申請地の隣にお住まいです。貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、自営業の方です。転用目的は露天駐車場となっています。その概要は4台分の駐車場、55平米と通路ほかは56平米になっています。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は道路（県道）、西と南と北は宅地となっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>先程の説明では1種農地とありましたが、1種とは考えにくい所です。現地は〇〇区の集落の上の方で〇〇という場所になります。家に付随した畑で、昨年くらいまではお住まいになられていましたので、家庭菜園として利用されていまして。その方が転出されましたので、利用されていない状態となっていました。借受人の方は家族が多くて車の駐車場に困られていまして、駐車場として借りられるとのこと。隣地には農地は有りませんで影響は無いですので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>担当の最適化推進委員さんもお見えですが、何かございませんか。</p>
担当推進委員	<p>別にありません。</p>
議長	<p>それでは皆さんからご意見等を賜りたいと思ひます。何かございませんでしようか。よろしいでしようか。</p> <p>（はいという声あり。）</p> <p>では採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可相当として処理いたします。 続いて議案第149号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料は17頁をご覧ください。位置図は12頁を併せてご覧ください。1番について説明いたします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番と同じく〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ486平米と252平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん46歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林です。クヌギ70本が植えられる計画になっています。周囲の状況ですが、東は河川、西は山林、南は原野と山林、北は原野となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり条件は無しとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は川と山に囲まれているような所です。クヌギの植林が既にされています。始末書の提出があっているのではないのでしょうか。
議長	始末書を読み上げてください。
担当委員	(始末書の読み上げ)
議長	担当の最適化推進委員さんから何かございますか。
担当推進委員	現地はまだ植林して1年くらいです。他に補足することはありません。
議長	皆さんから質問等はありませんか。よろしいでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 次に移ります。議案第150号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の19頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図は14頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目は田となっています。登記面積は599平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、会社役員兼農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と耕作が不便で低生産地のためとなっています。譲受人の方は所有権が移動後は畑に転換して梅を栽培したいとおっしゃっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところがございます。1番の説明は以上です。
議長	担当委員から補足はございませんか。
担当委員	現地は〇〇区の〇〇橋と〇〇区の入口にある〇〇橋の中間点位にあり、市道に隣接しています。市道よりも約1.5メートル位低くなっています。隣接農地と申請地は耕作されていない状況です。購入後は梅を植えるとのことですが、イノシシによる被害も見受けられましたので、それくらいしか出来ないと思いました。報告は以上です。よろしくをお願いします。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することと致します。 事務局から2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては15頁と16頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番外9筆でございます。10筆全て〇〇・〇〇

	<p>区に存在しています。登記地目は田が4筆、畑が6筆です。現況地目は登記地目とほぼ同じですが字〇〇〇〇番が樹園地となっています。登記面積は10筆合計で3,832平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。お二方は親戚(従弟)とのことです。農地法第3条の現地確認調査につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員から何か補足等はございますか。</p>
担当委員	<p>譲受人の方はブドウでは市内で一番という方です。譲渡人の方は高齢でリタイアされます。現場は点々とありますが、全部引き受けるということです。場所の確認も推進委員の〇〇さんと立会いまして終えています。以上です。</p>
議長	<p>皆さんから質問や意見はございませんか。ありませんか。無いようですので採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により許可することと致します。          続いて議案第151号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第151号について説明いたします。総会議案・説明資料は20頁から37頁までとなっています。この案件につきましては1議案で95件でありまして、25頁の29番から37頁の95番に記載されている67件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が20頁の1番から23頁27番までの27件です。利用権設定27件のうち、新規が4件。再設定(更新)が23件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2軒で、賃貸借権の設定は25件です。賃貸借権25件のうち、現金での扱いが15件で、物納扱いが10件となっています。契約期間については、30年が1件、15年が1件、10年が5件、5年が14件、3年が4件、2年が1件、1年が1件となっています。使用貸借権が設定されているのは17番と26番の2件です。17番は更新です。26番の借人(〇〇〇〇さん)と貸人(〇〇〇〇さん)の関係は実の親子です。24頁の28番はあつせんです。先月の総会後に所有権が5人の売り手から公社へ移っていました。今総会後に公社から〇〇〇〇〇〇へ所有権が移ります。農地中間管理機構との貸借は67件で、農地中間管理機構関連事業(農家の負担金無しの圃場整備事業)によるものが49件で契約期間は16年です。設定する権利は賃貸借の設定となっていて、新規となります。65番から80番までの16件は農事組合法人の〇〇ファームが借受予定人で契約期間は9年10ヶ月で、新規の金銭による賃貸借権が設定されています。また、81番と82番は〇〇〇〇株式会社が借受予定人で契約期間は10年5ヶ月、新規の金銭による賃貸借権が設定されています。議案第151号の説明は以上です。</p>
議長	<p>案件が特に多くなつていますが、更新では特段問題が無いかと思ひます。新規について何か皆さんから意見等がございましたら、お願いいたします。ありませんか。</p>
2番委員	<p>81番と82番は借受予定者が隣町(〇〇町)の法人になっていますが、市町をまたがって貸し借りができるのですか。条件とかで問題ないのですか。</p>
議長	<p>私が担当する地区のことになりますが、制度上の問題はありせん。ただカントリーの利用がされないとか、地域の集団転作のことでは困ることがあります。それからジャンボタニシが持ち込まれることも問題です。ですから地域で十分に話し合つて(地元)に引き受ける人が本当にいなかったなら、しょうがないのでお願いするという方針を取つています。</p>
5番委員	<p>ここは新しく立ち上げられた法人の〇〇ファームが引き受けることは出来ないのですか。</p>
議長	<p>法人の代表の方に話をされていますが、まだスタートしたばかりで余裕が無いとのことで</p>

	す。機械利用組合から少し進歩したくらいの組織ですので、オペレーターをある程度決めて(地域の農地を)受けてもらいたいと思っていますところ。
5番委員	我々も〇〇ファームを見習いながら法人化を考えていけないといけないという話を地区でしていたところですので、参考にしたいと思います。
議長	他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	(7番委員及び9番委員、退室)
議長	それでは採決します。議案第151号に賛成される方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第151号は決定することと致します。
	(7番委員及び9番委員、入室)
議長	次に進みます。報告第73号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第73号について説明いたします。総会議案資料の38頁をご覧ください。位置図は17頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。地目は田で、面積は495平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん69歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、高齢で農業用機械の運転ができないため、道路並みに田を嵩上げし畑に転換して、大豆と既設の野菜を作る家庭菜園として活用したいとのことです。周囲の状況ですが、東はため池、西は道路(市道)、南は宅地、北は水路を挟んで道路となっています。申請地は農振除外地となっています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	担当委員から何かございませんでしょうか。
担当委員	この方は農業を止められましたので、ここは道路並みに70センチメートル程高められて全体を畑にしたいとおっしゃっています。よろしくをお願いします。
議長	用途区域でもありますし転用の方での検討はされていないのでしょうか。
担当委員	(本人に)確認をしましたが、畑地の方を選ばれました。
議長	担当の最適化推進委員さんから何かございますか。
担当推進委員	特にありませんが、個人的意見としては年齢のこともありますので、転用の方がいいかなと思います。
議長	ご本人の希望であるようです。何か皆さんからございませんでしょうか。無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 次の報告第74号「農地等第4条適用除外の証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第74号について説明します。総会議案説明資料の39頁と位置図の18頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇の一部でございます。地目は畑で、面積は887平米のうち180平米でございます。届出人は〇〇〇〇〇〇(株)の代表取締役 〇〇〇〇さんです。目的及び施設の概要ですが、簡易牛舎180平米を建てる計画となっています。周囲の状況ですが、東西南北は自身の畑となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。申請地南側の道路を挟んだ所に既に簡易牛舎の1つ目が建っています。説明は以上です。
議長	計画時点から簡易牛舎を2カ所に建てる計画になっていました。その2つ目のことです。周囲は自身の農地になっています。皆さんから何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)

	採決を取りたいと思います。賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。 じゃあ今日最後の案件になります。報告第75号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の40頁をご覧ください。報告第75号について説明いたします。位置図につきましては19頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇番〇でございます。登記地目は田です。登記面積は29平米です。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。農地区分は2種農地です。願出地の状況ですが、平成3年に住宅敷地の一部として整備され、現在に至っています。申請に至った経緯ですが、当該申請農地は平成3年に住宅建設された際に隣地へ譲渡の約束が交わされて住宅敷地の一部となっています。本来はここで農地法に基づく申請がされるべきでした。その後、令和3年に申請者が相続され、また隣地は競売により現所有者の(株)〇〇〇〇へ所有権が移っています。今回、隣地所有者が住宅敷地を売却しようとして、敷地内に当該農地が含まれていることが分かり、当該農地が非農地化して既に20年以上経過していることから、非農地証明の願出に至ったとなっています。周囲の状況ですが、東と西と北は宅地で、南は田ですが、10月の総会で事務所への転用申請がっており、転用が進んでいます。説明は以上です。
議 長	申請地は北側の宅地の一部のようにしています。今回家の売却を進めていくうえで農地が含まれていたことが分かり、取扱上非農地証明を願出られたということのようです。皆さんから何かございますか。
10番委員	10月に隣地の農地転用があったのですが、そのときに字図を取られたと思いますが、分らなかったのでしょうか。
事務局	そのときに分かっていたとは思いますが、農地を合筆するために測量をされていますし、所有者が違っていますので分かってはいたはずですが、ただ、申請に至るまでの準備が間に合わなかったようです。
10番委員	まとめて申請が出来なかったのかなと思い、質問しました。分かりました。
議 長	他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。長時間になりましたが、これで本日の報告・議案についての審議を終わります。

(午後4時30分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。	
	令和3年12月 2日	
	鹿島市農業委員会	会 長 ⑩
		2番委員 ⑩
		4番委員 ⑩
		事務局長 ⑩